

P8310797.JPG 2019/04/13

明治元年十月二十三日より明治元年年十月廿六日まで

P8310797right

共々附添来り呉

廿三日寅 雨意午前晴

武川与清方へ休左衛門遣し過日の案文を返し肴料二方遣す、日根野より明朝五時前迄に
来り候様急廻状

到来に付休左衛門留遣処、二十八日迄に出立日限を定め明朝四つ時迄に調所へ可申立旨達有し

廿四日卯 晴

太郎出立日限並、屋敷図等大助を頼調所へ届出す、詰合辻半三郎受取候旨也

廿五日辰 晴

兼て渡辺伴並(ならびに)村方等と打合の通り抱屋敷讓渡願書絵図等、休左衛門に為持元御普請方
定小屋

上水屋敷改役所へ届出す、木材廻し方海船の儀に付、大助を頼深川櫓下重次郎方へ遣す

P8310797left

上総へ家族仮住願候下知引受の儀、笠原へ頼に行く、不在に付留守宅へ巨細申置、藤山へ告別
による、岡本せき

来り椎実柴山葵漬等贈らる、一杯遣す、酬(むく)うるに田作り一袋を以てす、休左衛門前書
御役所へ渡辺方より

(抱屋敷讓渡願濟)出張なし趣にて空敷□来に付、猶追返し遣処、渡辺方村方よりも出張有し一同
願書届出□時

聞届相成旨鵜川仲右衛門申渡相済旨にて、夕前帰り来る、□□明後日駿府出立の由告別
の名刺を投ず

廿六日巳 晴

函関通行印章受取大助の序を頼今日同人出張す、抱屋敷讓渡金等請取渡として

休左衛門を遣す、門番所差置くものへ豊吉親類の積り申含豊吉代兼休左同道遣し且同人
所願により自分も出向き大和田に扣へ居、抱屋敷門番人方等、徘徊し時を□得共談□手間

□印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。